

## 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定のバリアフリー改修が行われた住宅に対し、100 平方メートル分までを限度として翌年度分の固定資産税の 3 分の 1 を減額するものです。

### 要件

対象家屋	平成 19 年 1 月 1 日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く） ※併用住宅などの場合、住宅部分の面積割合が 2 分の 1 以上であること
居住者	次のいずれかの者が居住していること ・ 65 歳以上の者 ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている者 ・ 障害者
対象工事	次の工事で、補助金等を除く自己負担が 30 万円以上のもの ・ 廊下の拡幅 ・ 階段の勾配の緩和 ・ 浴室の改良 ・ 便所の改良 ・ 手すりの取付け ・ 床の段差の解消 ・ 引き戸への取替え ・ 床表面の滑り止め化

※ 一戸についての減額措置の適用は一回限りとなります。

※ 新築住宅特例や耐震改修特例と同時には適用されません。

### 手続き

改修工事が完了した日から 3 か月以内に必要な書類を添えて、税務課固定資産係に申告してください。

申告に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ バリアフリー改修に係る固定資産税減額申告書</li><li>・ 居住者の要件を満たすことを示す書類の写し</li><li>・ 工事明細書（建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可）</li><li>・ 改修工事箇所の写真（改修前、改修後）</li><li>・ 領収書</li><li>・ 補助金等の交付を受けた場合は、交付決定を受けたことを確認することができる書類</li></ul>
----------	--

※必要に応じて現地確認をおこないます。